

入札説明書

令和 7 年度大分刑務所収容棟等照明設備改修工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年5月15日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 大分刑務所長 福 田 篤 史

3 担当部局 〒870-8588 大分県大分市畑中五丁目 4 番 1 号

大分刑務所総務部用度課

電話 097-543-5177（内線236）

4 工事概要

(1) 工事名

令和 7 年度大分刑務所収容棟等照明設備改修工事

(2) 工事場所

大分県大分市畑中五丁目 4 番 1 号

(3) 工事内容

別冊の図面及び仕様書等による

(4) 工期

令和 9 年 3 月 19 日まで

(5) 使用する主要な資機材

高所作業車

(6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分（**電気工事**）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 法務省の令和7・8年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850点以上1,100点未満(B)であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
 - ア 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。
 - ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
 - イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
 - ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日か

ら開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は

合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねているとき。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

(11) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

6 設計業務等の受注業者等

上記5(5)の「上記4に示した工事に係る設計業務等の受注業者(協力事務所を含む。)」とは、(株)〇〇設計事務所(協力事務所は、(株)〇〇積算事務所)である。

また、「当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、設計事務所等の受注業者と建設業者との関係が、以下のいずれかに該当する者をいう。

(1) 資本関係 上記5(7)アの関係にあるとき。

(2) 人的関係 上記5(7)イの関係にあるとき。

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

組合(共同企業体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記(1)

~~又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。~~

7 日程・提出期限等

(1) 申請書の提出期限 令和8年5月25日午後零時まで（必着）

(2) 競争参加資格確認結果通知 令和8年5月26日

(3) 苦情申立て期間

競争参加資格確認結果通知を受けた日の翌日から起算して 7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

(4) 苦情申立てに対する回答期限

苦情申立期間の最終日の翌日から起算して 10日（休日を除く。）以内

(5) 特記仕様書等についての質問書の提出期間

令和8年5月26日から令和8年6月4日午後零時まで（必着）

(6) 質問に対する回答 令和8年6月5日

(7) 入札書及び工事費内訳書の提出期限

令和8年6月15日午後零時まで（必着）

(8) 開札 令和8年6月16日午後1時30分

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書1部を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、同5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(4)から同(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて一般競争参加資格の認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認できるものとする。

なお、上記5(2)の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html) に掲示している。

ア 提出書類

(ア) 申請書（第1号様式）

上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書1部を提出すること。

(イ) 紙入札方式による参加申請書（第2号様式）

紙入札方式による参加を希望する場合のみ提出すること。

イ 提出場所及び提出方法

(ア) 上記7(1)の提出期限までに、上記アの申請書を電子調達システムに

において提出すること。

ただし、提出するファイルの容量が、50MBを超える場合は、上記ア(ア)の申請書のみを電子調達システムにおいて提出し、その他の資料の全部を上記3の場所に持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれも上記7(1)の提出期限までに、提出場所に到達することを要するものとする。

(イ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記(1)ア(ア)及び(イ)を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は郵送(提出期間内必着)すること。

(2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和8年5月26日までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(3) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書は、返却しない。

エ 提出期間を経過した後の申請書の変更(差し替え及び再提出を含む。)は認めない。

オ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

カ 申請書に関する問い合わせ先は上記3に同じ。

9 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は適宜とする。)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記3に同じ

イ 提出方法

上記7(3)の提出期間内に、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

(2) 苦情申立てに対する回答は、上記7(4)の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。

10 競争参加資格があると認められた者に対する詳細図面及び仕様書の交付

(1) 取扱期間

令和8年5月26日から同年6月14日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 入手方法

競争参加資格確認結果通知の際に連絡する。

(3) 入手した詳細図面及び仕様書（以下「詳細図面等」という。）は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

11 詳細図面等に対する質問及びその回答

(1) 上記7(5)の提出期間内に、質問書様式により作成し、上記3の宛先に電子メールにより提出すること。電子メールにより提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送すること。

メール件名：令和7年度大分刑務所収容棟等照明設備改修工事

添付ファイル名：令和7年度大分刑務所収容棟等照明設備改修工事質問書（会社名）」

(2) 質問に対する回答は、上記7(6)の期限までに、競争参加資格があると認められた者に対し電子メールにより行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行大分支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行大分支店又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

13 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和8年6月15日午後零時まで（必着）

(2) 提出方法

電子調達システムによる。

ただし、紙入札方式の場合は上記3の場所に持参又は郵送すること。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記 14 の工事費内訳書を次のとおり同時に提出すること。

ア 封筒は、二重封筒とする。

イ 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。

また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

14 工事費内訳書の提出

(1) 提出方法等

第 1 回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、上記 7 (7) の提出期限までに、上記 3 の場所に持参又は郵送すること。

封筒に、工事費内訳書及び支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書（電子調達システムにおいて送信される証明書等審査結果通知書）の写しを入れ、封緘する。

また、封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

なお、紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記 12 (2) を参照のこと。

工事費内訳書の提出を電子調達システムにより行うことは認めない。

(2) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編（設備工事編）・令和 5 年版（国土交通省ホームページ等参照））に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難しい場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ 入札金額に対応した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳（内訳明細）に数量、単位、単価及び金額を記載すること。

エ 種目別内訳の直接工事費、科目別内訳及び中科目別内訳は、棟別に区分して記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官(補助者等を含む。)が、説明を求めることがある。

- (4) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第7条第1項第5号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料(以下「添付資料」という。)を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合

- (ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合
- (イ) 内訳書の一部が提出されない場合
- (ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (エ) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (カ) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合
- (キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合(明示した場合に限る。)
- (ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合
- (エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合

ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されている場合

エ 記載事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名に誤りがある場合
- (イ) 工事名に誤りがある場合
- (ウ) 提出者名に誤りがある場合
- (エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない(端数調整等を除く。)場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

- (6) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、次の(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(1) 日時

令和8年6月16日午後1時30分

(2) 場所

〒870-8588 大分県大分市畑中五丁目 4 番 1 号

大分刑務所庁舎会議室又は電子調達システム

(2) 方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。

なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

16 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

18 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

調査基準価格（予決令第85条に基づく基準価格）とは、予定価格算出の基礎となった次（①～④）に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、「直接工事費の額」とは、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」とは、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

19 配置予定技術者の確認等

- (1) 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければ

ばならない。

20 手続において交渉を行う意図の有無
無

21 契約書の作成の要否
別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

22 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

23 支払条件
当該請負契約に係る請負代金の支払は、原則として2回とする。

24 工事保険
請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

25 再苦情申立て

(1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服があるものは、上記9(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対し、書面（様式は適宜とする。）により再苦情を申し立てることができる。

なお、再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所
上記3に同じ。

(3) 提出方法
上記9(1)イに同じ。

26 関連情報を入手するための照会窓口
上記3に同じ。

27 その他

(1) 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手続を優先する。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。

- (5) 落札者は、上記 8 (1) の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (7) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ア 建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
- ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (9) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が 65 点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から 1 か月間、法務省が入札公告等の手続を開始する工事の入札に参加することができない。
- ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事の入札については適用しない。
- (10) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。
- (11) 申請書の提出期間（上記 7 (1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（別紙様式 2）を作成の上、上記 3 の場所に持参又は郵送すること。
- (12) 電子調達システムに関する問い合わせ先等
- ア 電子調達システム操作上の手引き書として次に掲げるファイルを政府電子調達（G E P S）ポータルサイト上において公開しているので参考にすること。
- イ 電子調達システムの利用開始方法

(イ) 電子調達システム操作マニュアル

(ウ) F A Q ・お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (受付時間は 9:00 から 17:30 まで。ただし、国民の祝日・休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く。)

fax 017-731-3352

政府電子調達 (G E P S) <https://www.p-portal.go.jp/>

ウ I C カード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「電子調達システムの利用開始方法」参照。

エ 入札参加希望者

が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること (内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照。) 。

(13) 繰越し予算の示達を条件とする。

(第1号様式)

競争参加資格確認申請書

令和8年〇月〇日

支出負担行為担当官

大分刑務所長 福田 篤史 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇建設工業

(注1)

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和8年5月15日付けで公告のありました令和7年度大分刑務所収容棟等照明設備改修工事に係る競争参加資格について確認願いたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと、本件工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書5(4)アに定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書5(4)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 同種又は類似の工事の施工に関する契約書等の資料

問い合わせ先

部署 株式会社〇〇建設工業本店営業部〇〇係 (注2)

担当者 〇〇 〇〇

電話

FAX

法務省登録番号 ()

(注1) 共同企業体の場合は、次のとおり記載する。

〇〇経常建設共同企業体

所在地

代表者 株式会社〇〇建設工業

代表取締役 〇〇 〇〇

(注2) 共同企業体の場合は、代表者の情報を記載すること。

(注3) 資料は、表紙を1頁とした通し番号を表示し、「袋とじ」で提出する。

(注4) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

資格決定通知書（サンプル）

- 1. 登録番号
- 2. 有効期限
- 3. 契約の種類

4. 業種区分、資格区分及び総合数値

業種区分	資格区分	総合数値	業種区分	資格区分	総合数値

貴殿について、令和7・8年度における競争参加資格を審査した結果、上記のとおり資格があるものと決定したので、通知します。

なお、資格があるものと認定された者で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・速やかに届け出てください。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日

法務大臣官房施設課長

同種又は類似の工事の施工実績

会社名：_____

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	
	受注形態等	単 体 J V （出資比率 %）
工 事 概 要	用 途	
	構造・階数	
	延べ面積	
	工事種目	
	特殊構造条件	

（注１） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

（注２） 共同企業体の構成員としての実績である場合は、出資比率が 20%以上であることが確認できる書類を添付すること。

配置予定技術者の資格及び工事経験

会社名：

配置予定者の氏名	主任（監理）技術者 ○ ○ ○ ○
最終学歴（学校名， 学科及び卒業年次）	〇〇大学〇〇学科 △△〇年卒業
法令による資格・免許 取得年及び登録番号 （監理技術者にあつては、有効期限）	

工事 の 概 要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	
	受注形態	単 体 J V (出資比率 %)
	従事役職	
	用 途	
	構造・階数	
	延べ面積	
	工事種目	
申請時における 他の工事	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	

(注1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

(注2) 共同企業体の構成員としての経験である場合は、出資比率が20%以上であることが確認できる書類を添付すること。

(第2号様式)

令和8年 月 日

支出負担行為担当官

大分刑務所長 福田 篤史 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

紙入札方式による参加申請書

貴所発注に係る「令和7年度大分刑務所収容棟等照明設備改修工事」について、電子調達システムを利用しての参加ができないことから、紙入札方式による参加について申請します。